

船舶事故調査報告書

令和2年6月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

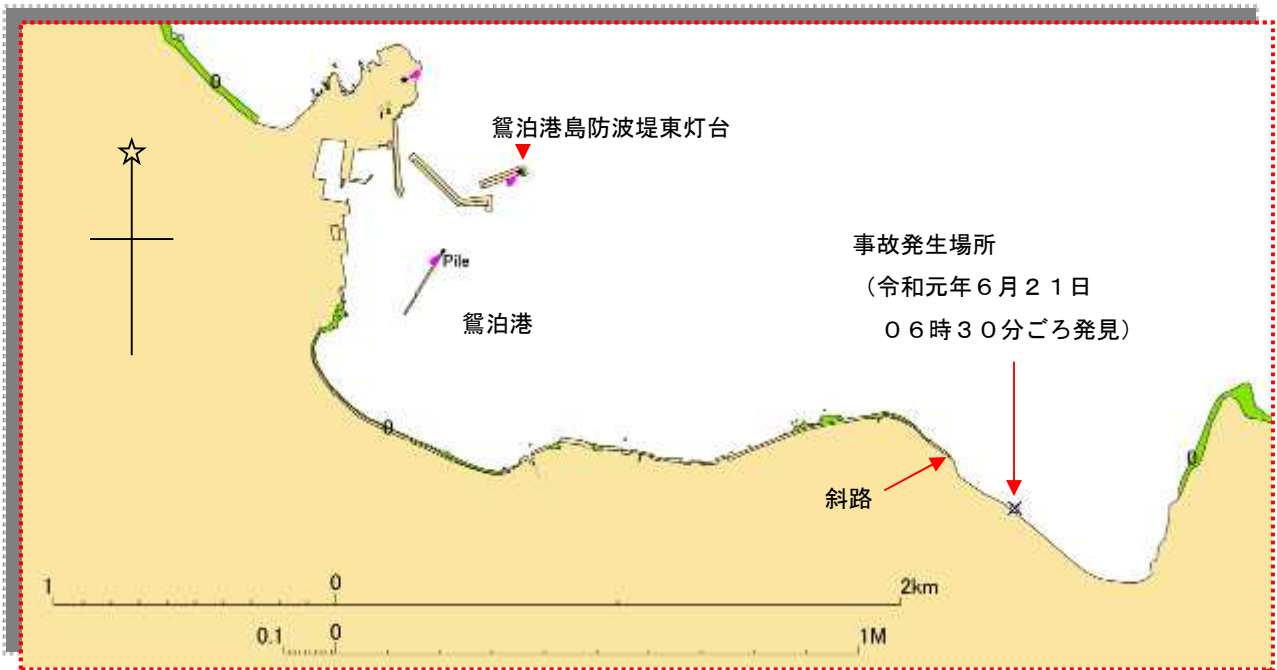
委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	不明（令和元年6月21日 05時30分ごろ～06時30分ごろの間）
発生場所	北海道利尻富士町 ^{おしどまり} 鷺泊港東方の海岸付近 鷺泊港島防波堤東灯台から真方位124° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯45° 14.0′ 東経141° 15.5′）
事故の概要	漁船 ^{だいきち} 大吉丸は、操業中、海岸付近で転覆した。 大吉丸は、船長が死亡し、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	令和元年7月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 大吉丸、0.3トン HK3-126163（漁船登録番号）、個人所有 6.03m（Lr）×1.14m×0.36m、FRP ガソリン機関（船外機）、漁船法馬力数30、平成18年6月18日
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月5日 免許証交付日 平成30年8月10日 （令和5年12月22日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機の濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約14℃
事故の経過	本船は、船長が、令和元年6月21日04時00分過ぎに自宅を出て、1人で乗り組み、うに漁の目的で、利尻富士町 ^{おちゅうしな} 雄志内漁港を出港した。 船長が所属する漁業協同組合の漁業者（以下「漁業者A」という。）は、鷺泊港東方の海岸付近において、自船でうに漁を行っていたところ、06時30分ごろ海岸の屋外スピーカーから流れた操業終

	<p>了を告げる放送を聞いて顔を上げたとき、自船の西方約20～30mのところ^{つか}に転覆している本船とその船首に掴まっている船長の姿を認め、「船、かっぱがってる（ひっくり返っている）」と声を発した。</p> <p>船長は、本事故の発生に気付いた別の漁業者2人（以下「漁業者B」、「漁業者C」という。）に救助され、最寄りの斜路に運ばれた後、救急車で病院へ搬送された。</p> <p>船長は、07時51分ごろ医師により死亡が確認され、虚血性心疾患の疑いと検案された。</p> <p>本船は、僚船によって鴛泊港にえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船（右舷方から見る）、写真2 本船（右舷前方から見る）、写真3 事故発生場所参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船には、他船と衝突したような痕跡等は認められなかった。</p> <p>漁業者B及び漁業者Cは、船長を海中から漁業者Cの漁船に引き上げて「大丈夫か」と声を掛けたとき、船長が頷き、また、長い時間海中に入っていたのかどうか尋ねたとき、船長が首を横に振るのを認めた。</p> <p>船長が所属する漁業協同組合の漁業者は、うに漁を操業する際、漂泊して水中眼鏡で海中のうにを探しながら操業開始を告げる放送を待ち、操業開始の放送が流れた後、移動しながら操業を行い、操業終了を告げる放送を聞いて、操業を終了していた。</p> <p>船長は、操業時、長袖のセーター、カップズボン、長靴及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長には、持病はなかった。</p> <p>事故発生場所は、海岸から約10mの岩礁が拡張する海域であり、その周辺には、本事故時、うに漁を操業する漁船が約30隻出ている。</p> <p>漁業協同組合は、6月21日04時00分ごろ防災無線を通じて同日のうに漁の操業時間を漁業者に知らせた後、町内に設置された屋外スピーカーを通じて、05時30分ごろにうに漁の操業開始、06時30分ごろにうに漁の操業終了をそれぞれ告げる放送をしていた。</p> <p>漁業者A及び漁業者Bは、本船が岩礁に乗り揚げるなどしたときに船体がバランスを崩して転覆したのではと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船は、05時30分ごろうに漁の操業開始後、06時30分ごろ鴛泊港東方の海岸付近で転覆状態の本船の船首に掴まっている船長が発見されたことから、この間において岩礁に乗り揚げるなどしたとき</p>

	<p>に船体がバランスを崩して転覆した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長の死因は、虚血性心疾患の疑いであった。</p> <p>船長は、落水して虚血性心疾患の疑いで死亡したものと考えられるが、虚血性心疾患に至った原因を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、鴛泊港東方の海岸付近において操業中、転覆したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、海岸近くで操業する場合には、岩礁に注意すること。

付図1 事故発生場所概略図



拡大



写真1 本船（右舷方から見る）



写真2 本船（右舷前方から見る）



船首に張られた鉄の板



写真3 事故発生場所

船長が運ばれた斜路

事故発生場所

